

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程（平成16年旭医大達第84号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（医療安全管理責任者）</p> <p>第8条の2 本院に、医療安全管理責任者を置き、<u>病院長が指名する副病院長</u>をもって充てる。</p> <p>2 医療安全管理責任者は、本院の医療安全体制について総括する。</p> <p>3 医療安全管理責任者は、医療安全管理部、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者及び医療放射線安全管理責任者並びに医療事故防止対策委員会の実施事項を統括する。</p> <p>（インフォームド・コンセントに関する責任者）</p> <p>第8条の3 本院に、インフォームド・コンセントに関する責任者を置き、<u>医療安全管理責任者</u>をもって充てる。</p>	<p>第1条～第8条（略）</p> <p>（医療安全管理責任者）</p> <p>第8条の2 本院に、医療安全管理責任者を置き、<u>病院長が指名する副病院長（事故防止・安全問題担当）</u>をもって充てる。</p> <p>2 医療安全管理責任者は、本院の医療安全体制について総括する。</p> <p>3 医療安全管理責任者は、医療安全管理部、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者及び医療放射線安全管理責任者並びに医療事故防止対策委員会の実施事項を統括する。</p> <p>（インフォームド・コンセントに関する責任者）</p> <p>第8条の3 本院に、インフォームド・コンセントに関する責任者を置き、<u>病院長が指名する副病院長（事故防止・安全問題担当）</u>をもって充てる。</p>

2 インフォームド・コンセントに関する責任者は、本院のインフォームド・コンセント実施体制について総括する。

(中央診療施設等の部長、副部長等)

第9条 中央診療施設等の各部に部長及び副部長を、各センターにセンター長及び副センター長を、臨床検査・輸血部、手術部、放射線部及び病理部に技師長又は技士長（以下「技師長等」という。）を置く。

2 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）は、教授又は准教授をもって、副部長及び副センター長（以下「副部長等」という。）は、准教授、講師又は助教をもって、技師長等は、技術職員をもって充てる。ただし、臨床検査・輸血部、放射線部及び病理部の副部長は、技術職員をもって充てることことができる。

3 部長等は、病院長の命を受け、その部又はセンターの業務を掌理する。

4 副部長等は、部長等を補佐し、部長等が不在のときは、その職務を代行する。

5 技師長等は、上司の命を受け、その部の業務を処理する。

第10条～第15条 (略)

附 則

この規程は、令和3年8月11日から施行し、改正後の第8条の2及び第8条の3の規定は令和3年7月1日より適用し、第9条第1項、第2項及び第5項の規定は令和3年4月1日より適用する。

【改正理由】

令和3年7月1日付け病院組織の改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を行い、もって病院の円滑な運営を図るものである。

2 インフォームド・コンセントに関する責任者は、本院のインフォームド・コンセント実施体制について総括する。

(中央診療施設等の部長、副部長等)

第9条 中央診療施設等の各部に部長及び副部長を、各センターにセンター長及び副センター長を、臨床検査・輸血部、手術部、放射線部及び病理部に技師長を置く。

2 部長及びセンター長（以下「部長等」という。）は、教授又は准教授をもって、副部長及び副センター長（以下「副部長等」という。）は、准教授、講師又は助教をもって、技師長は、技術職員をもって充てる。ただし、臨床検査・輸血部、放射線部及び病理部の副部長は、技術職員をもって充てることことができる。

3 部長等は、病院長の命を受け、その部又はセンターの業務を掌理する。

4 副部長等は、部長等を補佐し、部長等が不在のときは、その職務を代行する。

5 技師長は、上司の命を受け、その部の業務を処理する。

第10条～第15条 (略)

